

電気通信大学名誉教授称号授与規程

昭和40年 4月 1日
改正
平成 5年 3月17日
平成16年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 3月25日
平成23年 3月29日

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条の規定に基づく電気通信大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号授与は、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、電気通信大学(以下「本学」という。)に勤務した、次の各号の一に該当する者に対し、選考によって授与する。

- (1) 本学の教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (2) 前号の勤務年数に達しない場合においても、本学の教授として教育上又は学術上特に功績が顕著であった者
- (3) 理事(本学の教授から就任した理事に限る。)として、大学運営上特に功績が顕著であった者
- (4) 学長として、特に功績が顕著であった者

(勤務年数の通算)

第3条 本学に准教授若しくは専任講師として、又は併設短期大学部に教授、助教授若しくは専任講師として勤務した年数は、次の区分により換算して前条第1号の勤務年数に加えることができる。

- (1) 併設短期大学部に教授として勤務した年数 全年数
- (2) 本学又は併設短期大学部に准教授もしくは助教授として勤務した年数 2分の1
- (3) 本学又は併設短期大学部に講師として勤務した年数 3分の1

(勤務年数の通算の特例)

第4条 本学以外の大学又は研究機関等に勤務した年数については、本学の教授として10年以上勤務した者(前条により加算した年数を含む。)に限り、次の区分により換算して第2条第1号の勤務年数に加えることができる。

- (1) 本学の教授に相当すると認められる職に勤務した年数 3分の2
- (2) 本学の准教授に相当すると認められる職に勤務した年数 3分の1

(選考)

第5条 第2条第1号又は第2号の規定に基づく名誉教授の選考は、次の各号による。

- (1) 部局等の長は、名誉教授候補者について、当該部局の教授会(センター等にあっては、センター等の管理運営にあたる委員会等)の議を経て、学術院長に推薦する。

(2) 学術院長は、前号の推薦のあった者について、学術院教授会の議を経て、学長に推薦する。

(3) 学長は、前号の推薦のあった者について、学術院長からの推薦に基づき教育研究評議会の議を経て行う。

2 第2条第3号又は第4号の規定に基づく名誉教授の選考は、学長が役員会の同意を得た上で、教育研究評議会の議を経て行う。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号については、別記様式により称号記を授与する。

(称号の取消し)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚す非違行為があったと認められる場合は、学長は、教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉教授称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和35年2月3日から施行する。

2 中央無線電信講習所の教官として勤務した年数については、学校教育法附則第10条の規定に基づき文部科学大臣の指定する学校とみなされる期間の勤務年数は、第2条の勤務年数に通算することができる。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式

第
号

氏
名

教育上學術上特に功績があつたので電気通信大学
名誉教授の称号を授与する

年
月
日

電気通信大学